

笠間市地域防災計画（原子力災害対策計画編）の策定について

1 目的

笠間市は、東海第二原子力発電所から30kmに市域の一部が含まれるため、原子力災害対策指針で示された、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に位置付けられます。

このため、東海第二原子力発電所からの放射性物質の拡大を防止し、住民の生命及び身体を原子力災害から保護する必要があるため、地域防災計画（原子力災害対策計画編）を策定するものです。

2 国及び県の動きについて

国は、原子力規制委員会を平成24年9月に設置し、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく、原子力災害対策指針を原子力規制委員会にて同年10月に決定しました。

県は、地域防災計画改定委員会を平成25年2月12日に開催し、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）案を地域防災計画改定委員会が了承しました。

3 笠間市地域防災計画（原子力災害対策計画編）について

笠間市地域防災計画（原子力災害対策計画編）は、茨城県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）との整合性を図り、笠間市が実施する原子力災害対策をまとめたものです。

4 今後のスケジュールについて

笠間市地域防災計画（原子力災害対策計画編）案は、パブリックコメントを実施し、笠間市防災会議を開催して決定してまいります。

3月下旬まで パブリックコメントの実施

4月下旬 平成25年度第一回笠間市防災会議開催（予定）